

【フランス】 触法精神障害者の拘禁処分決定機関設置とその法律

海外立法情報課・鈴木 尊紘

* 我が国でも問題になっているように、フランスでも精神障害者による悲惨な事件が少なからず起きている。そこで、フランス政府は、重大事件を起こした触法精神障害者に対し拘禁を科すか否かを決定する機関を全国 8 か所に設けた。

触法精神障害者を検査する多分野専門委員会の設置とその背景

2008 年 11 月 3 日のアレテ（省令）は、殺人事件等を起こした触法精神障害者を刑期終了後も拘禁（我が国でいえば「保安処分」に当たる）するか否かを決定する多分野専門委員会（*commission pluridisciplinaire*）を、ボルドー、リール、リヨン、マルセイユ、ナンシー、パリ、レンヌ及びフォール・ド・フランス（海外県の一つであるマルティニークの県庁所在地）の 8 か所に置くことを規定した。

そもそもこうした委員会の設置は、安全のための拘禁及び精神障害を理由とする刑事上の免責に関する 2008 年 2 月 25 日の法律第 2008-174 号（注 1）により要請されたものである（以下、「触法精神障害者法」という）。この法律の柱は、以下の 2 点である。第 1 に、児童殺人等を犯し、15 年以上の拘禁刑に処せられた者が再犯を犯す危険性が高いと判断された場合には、刑期終了後、継続して拘禁することを可能にする。第 2 に、深刻な精神障害により刑事上責任がないと判断する手続きを、犯罪被害者の心情を考慮し厳格化する。

この法律が制定された背景には、昨今起きた、出所したばかりの累犯小児性愛者が児童を誘拐・強姦した「エヴラール事件」や精神病患者が精神病院の 2 人の看護師を殺害したが、精神病により予審免訴となった「ドゥプユイ事件」がある。また、当該法律は、犯罪者のコンピューター上のブラックリストである「性的又は暴力的犯罪を犯した者の自動的司法索引」（通称、「FIJAIS」）を作成することを可能とする「司法を犯罪性の評価に適応させることに関する 2004 年 3 月 9 日の法律第 2004-204 号」及び累犯者に電子腕輪をつけることを許可する「累犯者の取扱いに関する 2005 年 12 月 12 日の法律第 2005-1549 号」の上に立つ、犯罪者への厳罰化を象徴する法律であると言える。

安全のための触法精神障害者の保安処分

触法精神障害者法第 1 条は、未成年者（特に児童等の年少者）に対し、殺人、拷問等の残忍な行為、強姦、誘拐又は不法監禁を行った者（大人に対してはより深刻なこれら殺人等の犯罪を行った者）で、15 年又はそれ以上拘留されており、その者が刑期が終わり釈放される場合、人格のゆがみ等により再犯性が非常に高く、際立った危険性があると推定されるときには、その者に対し社会の安全のために継続して拘禁する

ことができることを定めた。

ただし、当該人物の性格やそれに伴う再犯の危険性を調査するため、多分野専門委員会は、その者が釈放される1年以上前に、少なくとも6週間の間当該人を留置し、医学専門家2名による鑑定を行わなくてはならない。その鑑定結果が、その者の極めて危険な性格及び極めて高い再犯性を示した場合、多分野専門委員会は、行政裁判官に対し拘禁処分の許可を得る。この拘禁処分は、1年ごとに更新される。

重大な精神障害を持つ犯罪者の刑事上の免責手続きの厳格化

触法精神障害者法第3条は、精神障害を理由にした免責の法的手続きを厳格化している。以前の手続きでは、第1に、予審判事(juge d'instruction)(注2)が、触法精神障害者を一定期間観察し、免責が成立すると判断した場合には、不起訴を決定する。原告(検察官)がこの判断を不服とする場合は、予審部(chambre de l'instruction)(注3)に控訴できる。第2に、判決裁判機関(具体的には軽罪裁判所及び重罪院)が、この不起訴を認める判決を出す場合には、当該人は放免となる、というものであった。

今回の法改正では、免責に至る過程が厳格化されている。第1に、予審判事が免責に該当すると判断した場合には、それを共和国検事に伝える。共和国検事は予審部に提訴することができ、予審部は触法精神障害者の実際の精神障害及び事件の帰責性につき、原告(検察官)と被告が出廷の上での公開対審を実施することができる。この場合、触法精神障害者も精神状態等の状況が許せば出廷しなければならない。第2に、こうした対審を経て、予審部は、以下の3つの判決を出しうる。(1)触法精神障害者が非常に深刻な精神障害のために帰責性を問えない状態にある場合には、以前通りの不起訴を決定する。(2)当該人に刑事上の責任を問うことができると判断される場合には、軽罪裁判所又は重罪院(どちらに送致されるかは、罪の重さによる。)に送られる。(3)当該人にある程度の責任を認めることができるが、事件当時、精神障害による心神耗弱状態にあったため罪を問えない場合には、「精神障害を理由にした刑事上の免責判決」が出される。このとき、当該人に対し、軽罪の場合には10年以内、重罪の場合には20年以内の安全措置を講ずることができる。この措置は、例えば、被害者が住む地域への接近を禁止すること及び当該人が定期的に警察署に出向く義務が発生するというものである。

注

- (1) Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental
- (2) 予審判事とは、共和国検事によって訴追された事件について、日本でいう検察官が行う捜査に該当する予審行為を行って、公判に付するか免訴(公判にせず刑事訴訟上の手続きを打ち切る)にするかを決定する者である。
- (3) 予審部とは、控訴院(上級審に該当する。)に属し、予審判事が出した決定につき、原告等からの控訴を受け、再度その決定を検証する機関である。元来は、控訴院弾劾部と呼ばれていたが、「無罪推定及び被害者の権利保護を強化する2000年6月15日の法律」により名称が変更された。